


所管部課	総務部 防災安全課	部長	北田 和雄	
件名	「ふれあいやまとカード」の利用期間延長について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1 要旨</p> <p>市内被災・避難者向けに市のサービスを受けられるよう防災安全課より発行していた「ふれあいやまとカード」が平成27年3月31日をもって有効期間が終了となる。そこで、サービス実績と今後の予定について庁内調査を行った結果、別紙のとおり回答を得た。回答結果及び国や都、近隣自治体の動向を鑑み、引き続き「ふれあいやまとカード」を発行し、市内被災・避難者向けサービスを提供するものである。</p> <p>(1) 配布対象 東日本大震災により市内に避難されている方</p> <p>(2) 有効期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>(3) 影響及び効果 市内避難者の方への各種サービスを引き続き提供することができる。</p>				
<p>2 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成23年6月3日 ふれあいやまとカードサービス開始</p> <p>平成23年6月6日 武蔵村山市との相互利用開始</p> <p>平成23年9月30日 武蔵村山市との相互利用終了</p> <p>平成24年4月1日 利用期間延長 (平成25年3月31日まで)</p> <p>平成25年4月1日 利用期間延長 (平成26年3月31日まで)</p> <p>平成26年4月1日 利用期間延長 (平成27年3月31日まで)</p> <p>平成27年3月12日 庁内各課に対し、市内被災・避難者支援実績調査実施</p>				
<p>3 留意事項 (問題点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内避難者人数は平成27年3月現在で61名、20世帯である。 ・近隣各市 (立川市、小平市、東村山市、武蔵村山市) も各種支援サービスの実施期間を延長する予定である。 ・東京都は国の動向等を踏まえ、既に平成26年8月6日付けで東京都が提供している応急仮設住宅の供与期間を「入居日から4年間」を「入居日から5年間」に延長している。 				
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、市長決裁を経て有効期間を延長したい。 決裁後、議会へ情報提供したい。</p>				
<p>5 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。